

住民税非課税世帯エアコン設置促進事業 (国の物価高騰対応重点支援地方交付金活用事業)

1. 目的

住民税非課税世帯の皆さんがより快適な生活を送ることができるよう、エアコン等の設置補助を行います。特に夏季の高温による命や健康リスクを軽減し、生活環境の改善を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

申請日において住民基本台帳に登録されている市民で、居住する住宅に家庭用品品質表示法施行令に規定されるエアコンがない住民税非課税世帯

3. 支援内容

対象品目：○家庭用品品質表示法施行令に規定されるエアコン(環境性能は不問)

○電気冷風機

○ペルチェ式クーラー(充電式を除く)

* 中古品も可とします

* 台数は1台のみ

* 既にエアコンが設置されていても重度の故障による買い換えの場合は可とします
(修理費用見積書等が必要)

補助金額：エアコン等の購入及び設置にかかる費用

○生活保護世帯・・・エアコン等購入・設置費の全額(上限 73,000 円)

○生活保護世帯を除く住民税非課税世帯・・・エアコン等購入・設置費の2/3(千円未満切り捨て)(上限 48,000 円)

4. 申請期間

令和8年4月1日～令和9年1月29日

5. 申請方法(支給までの流れ) → 申請書等の様式は下記からダウンロードするか、生活環境課窓口にお越しください。

① 申請者(原則、世帯主)が請負業者から購入、設置する。

② 以下6点を生活環境課へ提出。

・交付申請書・・・申請者は、事情があれば、世帯員や法定代理人でも構いません。

・交付請求書・・・申請書名で請求。

・機種名、型番が記載されたエアコン購入証明書(領収書等)・・・申請者名と一致

・身分証明(マイナンバー、免許証等)・・・窓口に来られる方(世帯主、世帯員、法定代理人)

・設置したエアコン等本体及び室外機の写真・・・外観も含めて撮影

・振込先口座が分かるもの(通帳等)・・・申請者の口座名義

③ 審査・交付決定(申請者へ交付決定通知書を送付)

④ 概ね申請から1ヵ月以内に交付

【購入資金の確保が困難な場合】

① 以下4点を生活環境課へ提出

・交付申請書・・・原則、世帯主で申請してください。ただし、事情があれば、世帯員や法定代理人でも構いません。

・受領委任払請求書・・・申請者名で請求。請負業者の承諾及び口座情報が必要。

- ・機種名、型番が記載されたエアコン等の購入見積書・・・申請者名と一致
- ・身分証明(マイナンバー、免許証等)・・・窓口に来られる方(世帯主、世帯員、法定代理人等)

- ② 審査・交付決定(請負業者へ交付決定通知書を送付)
- ③ 概ね申請から1ヵ月以内に請負業者へ補助金分を交付
- ④ 残額がある場合は、請負業者から申請者へ残額を請求されるので、速やかに支払う
(残額が支払われないと、設置工事に入れません)
- ⑤ 支払完了後、機種名、型番が記載されたエアコン購入証明書(領収書等)を請負業者から発行してもらう
- ⑥ 申請者は、設置完了後2週間以内に、受領委任払実績報告書に、エアコン購入証明書(領収書等)及び設置したエアコン等本体及び室外機の写真を添付して生活環境課へ提出する

6. 注意事項

- ・予算には限りがございますので、早めにご検討ください。
- ・申請内容に不備がある場合は、交付が遅れる場合があります。
- ・購入資金の確保が困難な場合は、請負業者への受領委任払い(補助金分を市で支払い、残額を申請者にて支払う)となりますが、「受領委任払請求書」に請負業者の承諾が必要となります。対応可能な店舗等は下記へお問い合わせください。
- ・エアコン設置に関して、既にエアコンが設置されている場合や不正が判明した場合は、補助金の取り消し又は返還いただく場合がございます。

7. お問い合わせ先

不明点等は、以下の窓口にお問い合わせください。

駒ヶ根市役所 生活環境課 環境保全係

電話番号:0265-83-2111 (内線 541)

Eメール:kankyo-ho@city.komagane.lg.jp

【様式ダウンロード】

- ・交付申請書 (必須)
- ・交付請求書 (購入・設置後の方)
- ・受領委任払請求書 (購入資金の確保が困難な方)
- ・受領委任払実績報告書 (購入資金の確保が困難な方の設置後の報告)
- ・変更承認申請書 (交付決定後、金額に変更が生じた場合)